結税額基準額
六の二(十一)「25」
税額基準額の残額
別表六の二(十一)「32」－(　)

に改め、同表の記載要領第１号中「の租税特別措置法第68条の15の４第２項若しくは第３項」を「の租税特別措置法第68条の15の４第３項」に改め、同表を別表六の二(十九)とする。

別表六の二(十)付表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の４第２項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同表を別表六の二(十九)付表とする。

別表六の二(十一)の表中

取得価額の合計額
(別表六の二(二十一)付表「９」の合計)

を

取得価額の合計額
(別表六の二(二十)付表「９」の合計)

に、

個別帰属額基準額	7
(2)×20/100－(別表六の二(十二)「８」)－(別表六の二(二十)「８」)	

を

個別帰属額基準額	7
(2)×20/100－(別表六の二(十一)「８」)－(別表六の二(十九)「８」)	

に、

個別帰属額基準額
(2)×20/100－(別表六の二(十二)「８」)－(別表六の二(二十)「８」)
個別帰属額基準額の残額
((14)又は((14)－(9)))－(別表六の二(十二)「16」)－(別表六の二(二十)「16」)

を

個別帰属額基準額
(2)×20/100－(別表六の二(十一)「８」)－(別表六の二(十九)「８」)
個別帰属額基準額の残額
((14)又は((14)－(9)))－(別表六の二(十一)「16」)－(別表六の二(十九)「16」)

に、

連結所得の
(別表四の二「54の①」)

金額

を

連結所得の金額
(別表四の二「55の①」)

に、

総調整前連結税額基準額	25
(24)×20/100－(別表六の二(十二)「25」)－(別表六の二(二十)「25」)	

を

総調整前連結税額基準額	25
(24)×20/100－(別表六の二(十一)「25」)－(別表六の二(十九)「25」)	